

第 14 次
泉南市子どもの権利条例委員会報告

2025(令和 7)年 11 月 10 日
泉南市子どもの権利条例委員会

2025(令和7)年 11月 10日

泉南市長 山本 優真様

泉南市子どもの権利条例委員会

会長 山下 裕子

副会長 横井 真

委員 青木 桃子

委員 田邊 哲雄

委員 前田 百合子

第 14 次 泉南市子どもの権利条例委員会報告

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012（平成24）年10月制定。以下、「条例」とします。）第19条第4項に基づき、本報告を行います。

今年は日本が「子どもの権利条約」を批准してから30周年にあたります。また、子ども基本法が施行されて2年が経過しました。その中で、泉南市子どもの権利に関する条例は13年目を迎えました。

今、各自治体で子どもの権利条例策定の動きが広がっています。その中で先を歩む泉南市の条例の特徴の一つが、この第19条「条例の実施に関する検証と公表」です。条例委員会は公的第三者機関として、この条例の運営状況を検証するための審議を行い、市長に対して必要な報告等を行うという責務を担っています。年次報告を策定するにあたり、その責務を果たそうと、これまでにも増して職員のみなさんと共に認識と理解を深めることを大切に、対話を重ね、議論を交わしてきました。

そのうえで、今年次はこれまでの市長報告で重点課題として指摘したことが次年度活かされているのかどうか懸念の強い事業を中心に、『報告事項Ⅱの到達点と課題について』として述べ、改善のための提案もしています。

そして、第13次第1回市長報告で述べた「条例の形骸化・有名無実化につながる教育長発出の公文書は撤回を」について、今年度着任された教育長から応答をいただいたことで対話の道が開かれ、教育委員会が条例第19条6項「泉南市の積極的援助義務」を果たす姿勢をもっておられることを確認しました。

本委員会は、2022年3月に自死した□さんの尊厳を胸に刻みます。そして、泉南市の「子どもにやさしいまち」の実現に向け、条例第19条第5項に基づく市長のご尽力により、本報告の積極的な活用が図られることを切に要望します。

以上

第14次泉南市子どもの権利条例委員会報告

もくじ

報告事項Ⅰ

「子どもにやさしいまち」を実現するための子どもの権利条例の運営状況

1. 検証「報告事項Ⅱの到達点と課題について」

- (1) 条例に基づく事業として、報告事項Ⅱに記載されている事業の意義
- (2) 第6条「子どもの相談と救済」に基づく相談事業の現在に続く課題
- (3) 第11条「せんなん子ども支援ネットワーク」の組織化
- (4) 子どもの権利条例と泉南市総合計画

2. 条例第19条6項「泉南市の積極的協力援助義務」について

- (1) これまでの経過と対応について
- (2) 本条例委員会の見解について

報告事項Ⅱ

子どもの権利条例に基づく2024年度事業等の実施状況（各実施機関報告一覧）

関係資料

2025（R7）年度泉南市子どもの権利条例委員会名簿

2025（R7）年度泉南市子どもの権利条例委員会会議開催概要

